

半田市土地対策会議設置要綱

(設置)

第1条 この要綱は、市域の合理的かつ有効適切な土地利用と保全を図るとともに、土地に関する諸問題について総合的に審議するため、半田市土地対策会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 会議は、次の各号に掲げる事項について審議する。

- (1) 法令に基づく土地利用計画の調整に関する事。
- (2) 市、国及び他の地方公共団体における土地基盤整備事業計画及び施設計画の調整に関する事。
- (3) 市等の用地取得、処分及び土地等の買取り協議に関する事。ただし、寄付による用地取得において、利用用途が従前と変更のないもの又は後退用地は除く。
- (4) 愛知県土地開発行為に関する指導要綱の運用に係る調整に関する事。
- (5) 半田市宅地開発等に関する指導要綱の運用に関する事。
- (6) 民有地等の借受けに関する事。
- (7) その他特に必要なもの。

(組織)

第3条 会議は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 会議は、別表1に定める者で構成するものとし、その議長は副市長とする。
- (2) 会議に幹事会を置き、別表2に定める者で構成し、代表幹事は企画課長とする。
- (3) 会議に農地活用幹事会を置き、別表3に定める者で構成し、代表幹事は企画課長とする。
- (4) 会議に価格調整会議を置き、別表4に定める者で構成し、議長を副市長とする。
- (5) 土地対策会議、価格調整会議の議長並びに幹事会、農地活用幹事会の代表幹事は、半田市土地対策会議運営要項1により規定されている審議事項の内容を精査し、必要の都度関係部、課長を組織に加える。

(会議の開催)

第4条 会議、幹事会、農地活用幹事会及び価格調整会議は、必要に応じ議長が招集する。

(庶務)

第5条 会議の庶務は、上記第3条組織の(1)、(2)及び(3)については企

画課、(4)については財政課において処理する。

(委任)

第6条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関する事項は、議長が定める。

附則

この要綱は、昭和50年6月2日から施行する。

附則

この要綱は、昭和55年7月1日から施行する。

附則

この要綱は、昭和63年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成2年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成4年11月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成5年10月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成10年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成15年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成18年4月7日から施行する。

附則

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に在職する収入役は、その任期中に限り、なお従前の例により在職するものとする。

3 前項の場合においては、収入役に係る改正後の規定（削除する規定を含む。）は適用せず、改正前の規定は、なおその効力を有する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1 土地対策会議

副市長、企画部長、総務部長、市民経済部長、建設部長、水道部長

別表 2 幹事会

企画課長、防災安全課長、産業課長、環境課長、土木課長、都市計画課長、市街地整備課長、建築課長、下水道課長
--

別表 3 農地活用幹事会

企画課長、税務課長、産業課長、土木課長、都市計画課長、市街地整備課長、建築課長

別表 4 価格調整会議

副市長、企画部長、総務部長、市民経済部長、建設部長、水道部長
